有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する 財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め

財団法人交流協会(以下「交流協会」という。)及び亜東関係協会は、1972 年 12 月 26 日に締結した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所設置に関する取決め」の第 3 項 (5)、(7)及び(12)に関連し、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(以下「バーゼル条約」という。)の趣旨に従い、有害廃棄物の日台間の移動及びその処分が適切に行われることを確保するため、次に掲げる事項が確保されるために必要な関係当局の協力が得られるよう相互に協力することに合意した。

- 1. この取決めの適用範囲は、バーゼル条約第1条に規定する同条約の適用範囲と同一とする。
- 2. この取決めの適用上、「有害廃棄物」及び「他の廃棄物」とは、バーゼル条約第1条1及び 2 が定めるそれぞれの用語と同一の意義を有する。その他の用語の意義は、バーゼル条約 において当該各用語が規定されている場合には、その用語と同一とする。
- 3. 有害廃棄物又は他の廃棄物の日台間の移動は、次の原則に従って行われる。
- (1) 有害廃棄物又は他の廃棄物を輸出する場合には、バーゼル条約第6条1が規定する内容に従い、輸出側の協会から輸入側の協会への書面による事前通告及び輸入側の協会から輸出側の協会への書面による同意を必要とする。バーゼル条約第6条3が規定する内容に従い、輸出側の協会が同項に規定される事項を書面により確認するまでは、発生者又は輸出者は、日台間の移動を開始してはならない。両協会は、右書面による同意の発出を可能な限り迅速に行うよう努める。
- (2) 同一の物理的及び化学的特性を有する有害廃棄物又は他の廃棄物が同一の税関を経由して同一の処分者に定期的に運搬される場合には、(1) に規定する通告はバーゼル条約第6条6から同条8までが規定する内容に従い、行うことができる。
- (3) 有害廃棄物及び他の廃棄物は、バーゼル条約第4条7が規定する内容に従い、梱包され、 表示され、運搬され及び処分される。
- (4)輸出許可を得て行われる有害廃棄物又は他の廃棄物の日台間の移動が、その有害廃棄物 及び他の廃棄物について環境上適正な処理がされることを明言する輸出者と処分者との 間の契約の条件に従って完了することができない場合には、バーゼル条約第8条が規定 する内容に従う。
- 4. 両協会は、日台双方の関連法令及び輸出入実績について、それらの法令及び実績にかかる 資料を送付することを含め、定期的に情報交換する。
- 5. この取決めに明文の定めのない事項については、バーゼル条約の趣旨が尊重される。
- 6. 両協会は、この取決めの円滑な実施のために双方が特に必要と認める場合には、所要の調整を図るために協議し、必要に応じこの取決めを改正する。
- 7. この取決めは、2006年1月1日に効力を生ずるものとし、いずれか一方の協会がこの 取決めを終了させる意思を他方の協会に通告する場合には、当該他方の協会がその通告を受 領した日の後90日で終了するものとする。終了前に、この取決めにより実施された行為に 如何なる影響をも及ぼすものではない。

本取決めは日本語及び中国語により作成し、双方の代表は、以上の証拠として、2005年 12月1日、東京において、これに署名した。

財団法人交流協会代表 服部禮次郎 亜東関係協会代表 羅福全